

令和2年1月16日

県政記者クラブ報道機関 各位

商工労働部中小企業振興課

「記録的な暖冬・少雪」に係る県内中小企業者に対する金融支援 について

「記録的な暖冬・少雪」による売上の減少等により、県内中小企業者の資金繰りへの影響が懸念されることから、下記の支援策を講じることとしましたのでお知らせします。

1 山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）に係る経済変動事象の指定

山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の対象となる経済変動事象に「記録的な暖冬・少雪」を指定。

<貸付条件>

- ① 貸付対象者 「記録的な暖冬・少雪」の影響により、最近1か月の売上が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている中小企業者
- ② 資金の用途 経営の安定に必要な運転資金
- ③ 利率 年1.6%（固定）
- ④ 貸付限度額 5,000万円
- ⑤ 貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）
- ⑥ 認定機関 山形県
- ⑦ 取扱期間 令和2年1月16日から令和2年3月31日まで

2 金融相談窓口の設置

商工労働部中小企業振興課内に「暖冬・少雪に関する特別金融相談窓口」を設置。

<概要>

- ① 設置期間 令和2年1月16日（木）から令和2年3月31日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 設置場所 県庁8階 商工労働部 中小企業振興課内
- ③ 相談時間 午前8時30分～午後5時15分
- ④ 対応 中小企業振興課金融担当職員が、面談又は電話により対応
- ⑤ 電話番号 023-630-2359

担 当：商工労働部 中小企業振興課
課長補佐 古瀬（023-630-3950）
報道監：商工労働部次長 大通